

教育の振興に関する施策の大綱

—豊かな心と健全な身体を育む“ふるさと小山の教育”—

2015年(平成27年)4月

栃木県小山市

はじめに



平成18年の教育基本法改正に伴い、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項」を定めることが国や地方公共団体に求められました。

そこで、小山市では、平成23年4月に本市としての教育施策の「基本理念」や「基本方針」、「施策の方向」等について明らかにするとともに、教育施策全般を網羅した「小山市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は、本市における教育行政推進の基本となるものであり、また、「第6次小山市総合計画基本構想・基本計画（計画期間 平成23年度～平成27年度）」に基づく教育分野の個別計画でもありました。その後、本市の「第4次小山市経済活力プロジェクト」（平成24年度～平成27年度）がスタートし、平成25年には、国の第2期教育振興基本計画が策定され、平成26年には、教育再生実行会議から第5次提言「今後の学制等の在り方について」が出されました。

このたび、平成26年の地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月からの新しい教育委員会制度発足にあたり、第1回総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を行い、ここに本市としての教育の振興に関する施策の「大綱」を策定することにいたしました。今後も時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、事業の充実に努めてまいります。

平成27年4月

小山市長 大久保 寿夫

目次

1	本市教育の基本理念	-----	1
2	大綱策定の趣旨	-----	1
3	大綱の期間	-----	2
4	大綱の基本目標	-----	3

1 本市教育の基本理念

「まちづくりは人づくり」からという基本的な考え方に立ち、子どもを生み育てやすい環境づくりを行うために、家庭・学校・地域が一体となって、次代を担う子どもの自主性と創造力を培う、豊かでたくましい心と体を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人ひとりの能力や意欲を伸ばし、夢を実現できる生涯学習環境の形成と、小山の誇れる歴史・文化を次代に継承・活用したまちづくり、市民文化・スポーツを育む“ひと”づくりを進めます。

- 1 未来を担う子どもたちの成長・確かな学力・安全を目指した学校教育の実現
- 2 いつでも・どこでも・だれでも 学び活かせる「生涯学習都市小山」の実現
- 3 心豊かで活気ある暮らしやすい「文化都市小山」の実現
- 4 元気いっぱい 明るく活力ある「スポーツ都市小山」の実現

2 大綱策定の趣旨

大綱は、本市の教育の目標や施策の根本的な方針や本市教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌した、本市の教育が目指す基本的な方向性を示した計画であると同時に、未来を担う”おやまっ子”を育むための、学校、家庭、地域の全ての大人へのメッセージでもあります。

特に、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、重要なものです。子どもが不安や困難に直面したときには、寄り添い、励まし、ある時には諭しながら、その成長を促していくことが家庭の保護者の大切な役割でもあります。それは、子どもたち一人一人が、将来にわたり変化の激しい社会において、人と協力しつつ自律的に社会生活を送ることを願い、心の教育を基盤に「確かな学力」を身につけさせることをはじめとして「豊かな人間性」「健康・体力」すなわち「生きる力」を学校、家庭、地域で育むことです。

子どもたちは、身近な地域の中で、多くの大人に支えられ、見守られ、時には諭されながら、様々な体験を重ねることで成長していきます。地域の大人が自分たちへの熱い想いをもっていてくれることを子ども自身が感じることも大切な教育の一つです。

学校では、子どもたちが、豊かな人間性や生きる力を育ていけるよう、子どもにとっての学びを「実感を伴う質の高い学び」へと導いていくことが大切です。教育とは、時代とともに生き、時代を拓く力となるものです。

そして、教育は人格の完成を目指し、子どもたちの将来の幸せを思い求めながら行うものであると考えます。子どもの成長に関わることは、大人自身が自らの生き方や姿勢を見つめ直すことです。だからこそ、大人も子どもと共に学び続ける必要があり、それを支えるための行政の支援も必要になります。

このように、様々な教育の場で大人が連携しながら子どもとともに学び成長し続けるという、生涯にわたるひとづくりを目指し、本市の教育の振興に関する施策の「大綱」を策定するものです。

3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、平成27年度（2015年度）からの5年間としますが、平成28年度からスタートする第7次小山市総合計画との整合性を図るため、平成27年度中に見直しすることとします。見直し後に改訂版を策定し、改訂版の期間は平成28年度～32年度とします。

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
		第6次小山市総合計画				第7次小山市総合計画					
		第4次小山市経済活カプロジェクト									
	小山市教育振興基本計画					小山市教育振興基本計画(改訂版)					
					小山市「教育の振興に関する施策の大綱」						
					「教育の振興に関する施策の大綱」(改訂版)						
	とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)										
国の教育振興基本計画(第1期)			国の教育振興基本計画(第2期)								

4 大綱の基本目標

第6次小山市総合計画に基づき、以下の8つの目標の実現を図ります。

(1) 元気に安心して暮らせ 育む喜びを感じるまちおやま

次世代育成支援は、現在の子育て家庭に対しての福祉という側面のみでなく、子どもの成長に良好な環境を整備し、将来の地域の担い手を育成するという大きな意義を有するものです。

平成22年度から5ヵ年計画として策定した「小山市子育て支援等施策推進計画（後期計画）」に基づき、保護者が子育てを主体的に行うことを前提としながらも、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、安心して子育てができる環境整備を進めます。子どもの貧困対策については、子ども貧困撲滅支援センターを公民館に設置し、中学生を対象とした学びの教室等を実施します。

そして、将来の小山市を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ、成長できるよう、家庭・学校・地域社会・関係団体・企業等と連携し、子どもを生み育てやすい地域社会の実現を目指します。

(2) 未来を担う子どもの成長・確かな学力・安全をめざした学校教育の実現へ

子どもたちを人間尊重の精神に満ちた創造性と個性豊かな、健康でたくましい人間に育てることを目標として、学校教育の充実を図っていきます。

特に、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むために、道徳教育や児童・生徒指導の充実を図るなど、「心の教育」を全ての活動の基盤に位置付けながら、豊かな体験を通して、子どもへの3つの保証（「安全の保証」、「確かな学力の保証」、「成長の保証」）を目指します。

また、ALTを配置して小学校1年生から英語活動を取り入れ、英語教育の充実と国際理解教育の充実を図るとともに、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育や、外国人児童生徒に対する日本語教育の支援に努めます。

さらに、自然体験や奉仕等体験活動、情報教育、防災教育にも積極的に取り組みます。

これらのことを推進することにより、知・徳・体の調和のとれた、豊かでたくましい心と体を育み、郷土に誇りをもち、国際社会の発展に貢献できる児童生徒の育成を目指します。

一方、学校教育の充実には、教員一人一人の熱意や使命感が大切であることから、教

員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実に努めます。

施設整備の面では、児童生徒のよりよい教育環境づくりに向けて、トイレ改修事業や校庭の芝生化事業を進めるとともに、現在の教育施設の機能向上に向けての整備に努めます。さらに、学校の適正配置の実現に向けて方策を検討し、学区の再編や小規模小学校の統廃合、過大規模校の解消について地域住民の合意を得るなど、十分に配慮して進めるとともに、小中一貫教育、コミュニティ・スクールについても先進的な取組を進めていくこととします。

(3) 個性や能力を活かす より高く広い教育環境の実現をめざして

本市においては、大学・大学校や大学院、国立高等専門学校が集積する教育環境を最大限活用し、既存の教育機関との連携を強化し、一人ひとりの個性や能力を最大限に活かす教育を推進し、人材育成に努めます。

併せて、本市にふさわしい私立の高等学校や中高一貫教育校などの誘致に努め、市民の高度化・多様化する教育ニーズに応えられる教育環境の実現を目指します。

(4) 学んで育む “ひと・まち・絆”

市民の多種多様な学習ニーズを踏まえ、生涯にわたる自主的・自発的な学習活動等を支援していくとともに、こうした学習のための環境整備を図り、学んだことを地域で活かす活動を支援する施策を展開します。さらに、市民、団体、学校、地域、民間活動事業者の新たな協働によるネットワークを構築し、「生涯学習都市“おやま”」の形成を目指し、活力ある地域社会を形成するため、公民館を中心とする社会教育活動を推進する環境の整備・充実に努めるとともに、市民が身近に利用できる図書館サービス網の整備を図ります。

また、「小山市人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識を高めるため、いのちと人権を大切に学習の充実に努め、人権教育・人権啓発及び相談・支援体制充実に努める各種人権施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重され、ともに認め合い、幸せに暮らせる小山市の実現を目指します。

（５）世界に飛び出せ小山の青少年 青少年の健全育成をめざして

21世紀を担う青少年が、夢と希望をもって、心豊かにたくましく成長し、これからの国際社会で活躍できるような人材づくりのため、家庭、学校、職場、地域社会および関係機関や団体が連携・協力し、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための事業を推進します。

そのため、子ども会育成会連合会等との連携・支援を行うことや、豊かな国際感覚をもち、平和の大切さを深く認識できるよう、中学生海外派遣事業や平和記念式典派遣事業等を推進します。また、地域・学校・大型店・警察との連携による、非行防止、環境浄化、啓発の推進に取り組みます。

（６）心豊かで活力あるくらしやすい「文化都市小山」をめざして

本市では、文化センター等を中心として、各種の文化芸術鑑賞や文化講座、講演会などを開催しているほか、市民の自主的・主体的な文化団体・サークル活動を促進しています。また、ハンドベルによるまちづくりや、市民能「小山安犬」、市民オペラ「小山物語」に取り組んでいます。

市民が「ふるさと小山」に、“魅力”“愛着”“誇り”を持って文化活動ができる環境を醸成し、子どもから大人まで様々な市民が優れた文化芸術に触れる機会や市民が参加できる機会を提供するとともに、市民の自主的で個性的な文化芸術活動や人材育成の支援を推進し、市民と行政との協働によって、21世紀にふさわしい心豊かで活力のある暮らしやすい「文化都市小山」の市民文化を育ててまいります。

（７）誇りある歴史と文化 自然や景観を守り未来につなぐまちづくり

本市には、県下最大級の琵琶塚古墳・摩利支天塚古墳など国史跡7箇所をはじめ、鎌倉幕府の成立に道筋をつけた「野木宮の合戦」や、江戸幕府成立に道筋をつけた「小山評定」など、日本の行く末を決定付けた史実があり、また、渡良瀬遊水地や思川をはじめとする自然豊かな立地条件にも恵まれ、古代・中世はもちろんのこと近世に至る貴重な遺跡や史跡が豊富に残されています。

今後も、市民と行政が一体となってユネスコ無形文化遺産に登録された本場結城紬や、国無形民俗文化財に選択された間々田のジャガマイタなど、地域の人々が守り受け継いできた本市の貴重な歴史遺産・文化財を責任を持って次世代へ継承するとともに、これらの優れた歴史・文化資源を有効活用した「歴史のまちづくり」を積極的に推進していきます。

■ (8) 元気いっぱい 明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現へ ■

明るく活力のある生涯スポーツ社会の実現に向け、「市民ひとり1スポーツ」の定着を目標に普及・推進を図っています。少子高齢社会が進み生活様式が多様化する中で、運動やスポーツの果たす役割が大きく注目されており、都市化や生活の利便化等の社会環境における変化を的確に捉え、市民が生涯にわたり、暮らしの中でスポーツを生活の一部として取り入れ、継続していくことが重要になっています。

そのため、平成26年にはスポーツ立市振興計画を策定し、県下初の「スポーツ都市宣言」を行いました。このスポーツ立市振興計画に基づき、本市から東京オリンピックや栃木国体に出場できる優秀な選手の発掘・育成に努めるとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツやレクリエーションに親しめる環境整備や機会の充実を図っていきます。